

長期定期保険（有配当2012）普通保険約款目次

この保険の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

- 第1条 死亡保険金
- 第2条 死亡保険金の削減支払

2. 死亡保険金受取人

- 第3条 死亡保険金受取人
- 第4条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 保険契約の取扱に関する規定

3. 総則

- 第5条 総則

4. 会社の責任開始期

- 第6条 会社の責任開始期

5. 契約締結時の書面

- 第7条 契約締結時の書面

6. 保険料の払込

- 第8条 保険料の払込
- 第9条 保険料の払込方法（経路）
- 第10条 保険料の一括払込または前納
- 第11条 払込期月内に保険料の払込がない場合

7. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

- 第12条 請求の手続き
- 第13条 保険金等の支払時期および支払場所

8. 保険契約上の保全取扱

- 第14条 保険料払込方法（回数）の変更
- 第15条 保険金額の減額
- 第16条 保険契約者に対する貸付

9. 保険契約者

- 第17条 保険契約者
- 第18条 保険契約者の住所の変更

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

- 第19条 詐欺による取消
- 第20条 不法取得目的による無効

11. 告知義務および告知義務違反による解除

- 第21条 告知義務
- 第22条 告知義務違反による解除
- 第23条 保険契約を解除できない場合

12. 重大事由による解除

- 第24条 重大事由による解除

13. 解約

- 第25条 解約

14. 保険金の受取人による保険契約の存続

- 第26条 保険金の受取人による保険契約の存続

15. 払戻金

- 第27条 払戻金

16. 社員配当

- 第28条 社員配当金の割当
- 第29条 社員配当金の分配

17. 特別条件

- 第30条 特別条件

18. 死亡保険金の支払に関する取扱

- 第31条 死亡保険金の支払に関する取扱

19. その他

- 第32条 契約年齢の計算
- 第33条 契約年齢または性別の誤りの処理
- 第34条 時効
- 第35条 契約内容の登録

長期定期保険（有配当2012）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、長期の保険期間にわたり、被保険者の万が一の場合に備えていただく保険です。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 死亡保険金

第1条（死亡保険金）

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡 保 険 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保 険 金 額	死 亡 保 険 金 受 取 人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の 被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもつぎその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

(1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

(3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第2条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

2. 死亡保険金受取人

第3条（死亡保険金受取人）

1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。

3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、こ

れを会社に対抗することができません。

第2編 保険契約の取扱いに関する規定

3. 総則

第5条（総則）

- 1 本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。
- 2 前項の場合、本編または付加している特約にとくに規定がないときは、本編の規定はその特約を含んだ保険契約としての規定とします。

4. 会社の責任開始期

第6条（会社の責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第21条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付により、承諾の通知を行いません。

5. 契約締結時の書面

第7条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - （1）当会社名
 - （2）保険契約者の氏名または名称
 - （3）被保険者の氏名
 - （4）保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - （5）支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - （6）保険期間
 - （7）保険金額
 - （8）保険料およびその払込方法（回数）
 - （9）契約日
 - （10）本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

6. 保険料の払込

第8条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - （1）第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで
 - （2）第2回以後の保険料の払込期月
 - （ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - （イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - （1）第1回保険料の保険料期間
 - （ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - （イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
 - （2）第2回以後の保険料の保険料期間
 - （ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

(イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合

契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料(保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号および第2号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- (1) 保険契約の消滅(第19条(詐欺による取消)または第20条(不法取得目的による無効)に該当する場合を除きます。)
- (2) リビング・ニース特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合
- (3) 第15条(保険金額の減額)の規定による保険金額の減額
- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料(保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。)のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数(月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。)に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号および第2号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- (1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
- (2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで(第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで)に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時までですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額(保険金およびその他の支払うべき金額をいいます。)から差し引きます。

第9条(保険料の払込方法(経路))

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。
- (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
- (2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
- (3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 団体扱 所属団体を經由して払い込む方法(所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。)
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法(経路)を選択する場合については、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法(経路)を選択することはできません。
- (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約
- (2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
- (3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約
- 3 第1項各号の保険料払込方法(経路)に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。
- (1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
- (2) 第1項第4号の場合 団体保険料率
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法(経路)を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払込方法(経路)について、第2項の規定を適用します。

第10条(保険料の一括払込または前納)

保険契約者は、払込方法(回数)にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

- (1) 月払契約の場合
- (ア) 当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。
- (イ) (ア)の場合、会社所定の率により割り引きます(以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。)
- (ウ) 保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第15条(保険金額の減額)の規定により保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- (2) 年払契約の場合
- (ア) つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。
- (イ) (ア)の場合、会社所定の利率で割り引きます(以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。)
- (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- (エ) 保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第15条の規定により保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

第11条(払込期内に保険料の払込がない場合)

- 1 保険料の払込が第8条(保険料の払込)第1項に定める払込期内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定

- めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 2 前項の通知を行なう場合、第18条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
 - 3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
 - 4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
 - 5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金の支払事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

7. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第12条（請求の手続き）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求して下さい。
- 3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
 - （1）第3条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （2）第4条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知
 - （3）第14条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更
 - （4）第15条（保険金額の減額）に定める保険金額の減額
 - （5）第16条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付
 - （6）第17条（保険契約者）に定める保険契約者の変更
 - （7）第25条（解約）に定める解約
 - （8）第26条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める保険契約の存続
 - （9）リビング・ニース特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求
 - （10）社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（保険金の支払を除きます。）

第13条（保険金等の支払時期および支払場所）

- 1 保険金は、前条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要かつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - （1）保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - （2）保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - （3）告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - （4）この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第24条（重大事由による解除）第1項第3号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - （1）前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - （2）前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - （3）前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 6 前条第3項第10号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第26条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第26条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める、請求にかかる必要

書類が会社に到達した日とみなして準用します。

8. 保険契約上の保全取扱

第14条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。

第15条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により保険金額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

第16条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長されるときは、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が保険期間満了の日の翌日以後となるときは、貸付期間の満了日は保険期間満了の日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につきの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものとし、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がこえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険金額を減額したとき（リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額された場合および保険契約の見直しに関する特約の規定により保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。）
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金（以下、「既貸付元利金」といいます。）と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額（第1項に定める範囲内であることを要します。）とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 8 会社は、毎月の会社所定の日（以下、「判定日」といいます。）において、判定日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日（以下、「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日における解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 9 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 10 前2項の通知を行なう場合、第18条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 11 第9項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 12 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第9項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第8項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 13 第9項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息について

は第2項の規定を適用します。

9. 保険契約者

第17条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第18条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

10. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第19条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第20条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

11. 告知義務および告知義務違反による解除

第21条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第22条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払いません。またすでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第17条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金の受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約が解除された場合、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、本項において同じ。）の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第23条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたと
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第21条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でな

備考

1. 電磁的方法

第21条（告知義務）および第33条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

いことを告げることを勧めたとき

- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

12. 重大事由による解除

第24条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または第三者に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 前3号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、その支払事由については、保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その保険金の受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 本条の規定による解除については、第22条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、支払わない保険金に対応する部分については第22条第6項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

13. 解約

第25条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

14. 保険金の受取人による保険契約の存続

第26条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（保険金額が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときで、保険金を支払うことにより保険契約または付加している特約が消滅する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金の受取人に支払います。

15. 払戻金

第27条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

16. 社員配当

第28条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約
 - (2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し（以下、「保険契約の見直し」といいます。）または保険金の支払により消滅する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約
 - (4) つぎの事業年度中に、リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により保険金額が減額される保険契約
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第29条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎのとおり分配します。
 - (1) つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。
 - (2) 積み立てた社員配当金は保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払により保険契約が消滅するときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- 2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金を支払うときは保険金とともに保険金の受取人に支払い、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当します。
- 3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 4 前条第1項第4号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- 5 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。
 - (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
 - (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法

17. 特別条件

第30条（特別条件）

- 1 保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態、遺伝、既往症等が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、保険契約の責任を負うことがあります。
 - (1) 保険金削減支払法
この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。
 - (2) 特別保険料領収法
この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、第27条（払戻金）の規定を適用して計算し、保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。
- 2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定めます。

18. 死亡保険金の支払に関する取扱

第31条（死亡保険金の支払に関する取扱）

- 1 第25条（解約）および第26条（保険金の受取人による保険契約の存続）の規定により、保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第1条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 解約がなされず、保険契約が有効中であつたとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第1条第1項に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。

- (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
 - (3) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 2 第15条（保険金額の減額）および第26条の規定により、保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約および保険料払込済の保険契約の場合は、減額された日の直後の月ごとと応当日の前日）までに、第1条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第1条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
 - (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 3 第26条第1項に定める債権者等による保険契約の解約（保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行なわれた場合で、月ごとと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

19. その他

第32条（契約年齢の計算）

- 1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第33条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、その他のときは会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行ないます。

第34条（時効）

保険金、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第35条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の途中付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の途中付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の途中付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の途中付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

備考

1. 電磁的方法

第21条（告知義務）および第33条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

逓増定期保険（有配当2012）普通保険約款目次

この保険の趣旨

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 基本保険金額等の定義

第1条 基本保険金額等の定義

2. 逓増率変更年度

第2条 逓増率変更年度

3. 死亡保険金

第3条 死亡保険金

第4条 死亡保険金の削減支払

4. 死亡保険金受取人

第5条 死亡保険金受取人

第6条 遺言による死亡保険金受取人の変更

第2編 保険契約の取扱に関する規定

5. 総則

第7条 総則

6. 会社の責任開始期

第8条 会社の責任開始期

7. 契約締結時の書面

第9条 契約締結時の書面

8. 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法（経路）

第12条 保険料の一括払込または前納

第13条 払込期月内に保険料の払込がない場合

9. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第14条 請求の手続き

第15条 保険金等の支払時期および支払場所

10. 保険契約上の保全取扱

第16条 保険料払込方法（回数）の変更

第17条 基本保険金額の減額

第18条 保険契約者に対する貸付

11. 保険契約者

第19条 保険契約者

第20条 保険契約者の住所の変更

12. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第21条 詐欺による取消

第22条 不法取得目的による無効

13. 告知義務および告知義務違反による解除

第23条 告知義務

第24条 告知義務違反による解除

第25条 保険契約を解除できない場合

14. 重大事由による解除

第26条 重大事由による解除

15. 解約

第27条 解約

16. 保険金の受取人による保険契約の存続

第28条 保険金の受取人による保険契約の存続

17. 払戻金

第29条 払戻金

18. 社員配当

第30条 社員配当金の割当

第31条 社員配当金の分配

19. 特別条件

第32条 特別条件

20. 死亡保険金の支払に関する取扱

第33条 死亡保険金の支払に関する取扱

21. その他

第34条 契約年齢の計算

第35条 契約年齢または性別の誤りの処理

第36条 時効

第37条 契約内容の登録

逡増定期保険（有配当2012）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、所定の期間経過後に毎年50%の割合で保険金額が逡増する仕組で、一定期間中、被保険者の万ーの場合に備えていただく保険です。

第1編 この保険契約の給付に関する規定

1. 基本保険金額等の定義

第1条（基本保険金額等の定義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の定義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)「基本保険金額」

「基本保険金額」とは、保険契約締結の際、保険契約者の申出により定めた保険金額をいいます。ただし、基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。

(2)「保険金額」

「保険金額」とは、保険年度および次条（逡増率変更年度）に定めるこの保険契約の逡増率変更年度に応じて、基本保険金額に別表3の率を乗じて得られる金額をいいます。

2. 逡増率変更年度

第2条（逡増率変更年度）

1 保険契約者は、この保険契約の締結の際、保険金額が逡増する割合（以下、「逡増率」といいます。）が年0%から年50%複利に変更する保険年度（以下、「逡増率変更年度」といいます。）として、つぎの各号のいずれかの保険年度を指定するものとします。

- (1) 第6保険年度
- (2) 第8保険年度
- (3) 第10保険年度
- (4) 第15保険年度

2 前項の逡増率にもとづき計算した各保険年度の基本保険金額に乘じる率（別表3）は、5をこえることはありません。

3. 死亡保険金

第3条（死亡保険金）

1 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
死亡 保険 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保 険 金 額	死 亡 保 険 金 受 取 人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき i) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の 被保険者の自殺 ii) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意

2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない死亡保険金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

3 つぎの第1号または第3号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には責任準備金を、第2号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には解約払戻金を、会社は、保険契約者に支払います。この場合、免責事由に該当した時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。

- (1) 責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前号の場合を除きます。）

(3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、前2号の場合を除きます。）

第4条（死亡保険金の削減支払）

前条（死亡保険金）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金を下回ることはありません。

4. 死亡保険金受取人

第5条（死亡保険金受取人）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人（本項の規定により死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人）とします。
- 3 前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 死亡保険金受取人が2人以上いるときは、当該死亡保険金受取人の中から他の死亡保険金受取人を代理する1人の者を定めて下さい。

第6条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条（死亡保険金受取人）第1項に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第2編 保険契約の取扱いに関する規定

5. 総則

第7条（総則）

- 1 本編は、この保険契約について、その給付に関する規定（第1編）を除いて、成立から消滅までを規定するものです。
- 2 前項の場合、本編または付加している特約にとくに規定がないときは、本編の規定はその特約を含んだ保険契約としての規定とします。

6. 会社の責任開始期

第8条（会社の責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第23条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の会社の責任開始の日を契約日とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 3 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、次条（契約締結時の書面）に定める書面の交付により、承諾の通知を行いません。

7. 契約締結時の書面

第9条（契約締結時の書面）

- 1 会社は、保険契約を締結した場合、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した書面（以下、「契約締結時の書面」といいます。）を交付します。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険金額
 - (8) 保険料およびその払込方法（回数）
 - (9) 契約日
 - (10) 本条の書面を作成した年月日
- 2 契約締結時の書面には、会社が記名押印します。

8. 保険料の払込

第10条（保険料の払込）

- 1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - (1) 第1回保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
 - (ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
 - (イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間
- 3 第1項第2号の保険料が、それぞれの応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号および第2号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
 - (1) 保険契約の消滅（第21条（詐欺による取消）または第22条（不法取得目的による無効）に該当する場合を除きます。）
 - (2) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により基本保険金額が減額された場合
 - (3) 第17条（基本保険金額の減額）の規定による基本保険金額の減額
- 4 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）のうち、第1号に定める日からその日を含めて第2号に定める日までの月数（月ごと応当日から翌月の月ごと応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号および第2号において保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する月ごと応当日
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日からその日を含まずにその直後に到来する契約応当日の前日
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については契約日以後第1回保険料の払込期月の末日まで）に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

第11条（保険料の払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 金融機関等への振込扱 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (2) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
 - (3) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (4) 団体扱 所属団体を經由して払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第3号および第4号に定める保険料の払込方法（経路）を選択する場合には、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。
 - (1) 前項第2号の場合 保険料口座振替扱特約
 - (2) 前項第3号の場合 保険料クレジットカード扱特約
 - (3) 前項第4号の場合 保険料団体扱特約
- 3 第1項各号の保険料払込方法（経路）に応じたこの保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。
 - (1) 第1項第1号、第2号または第3号の場合 基本保険料率
 - (2) 第1項第4号の場合 団体保険料率
- 4 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料払

込方法（経路）について、第2項の規定を適用します。

第12条（保険料の一括払込または前納）

保険契約者は、払込方法（回数）にしたがって、会社の定める範囲内で、つぎのとおり将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

（1）月払契約の場合

（ア）当月分を含む、以後3か月分以上12か月分以下の保険料を一括して払い込むことができます。

（イ）（ア）の場合、会社所定の率により割り引きます（以下、一括して払い込まれる保険料を「保険料一括払込金」といいます。）。

（ウ）保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料一括払込金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第17条（基本保険金額の減額）の規定により基本保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

（2）年払契約の場合

（ア）つぎに到来する払込期月の保険料を含む2年以上の保険料をまとめて払い込む場合に限り、前納することができます。

（イ）（ア）の場合、会社所定の利率で割り引きます（以下、前納される保険料を「保険料前納金」といいます。）。

（ウ）保険料前納金は、会社所定の利息をつけて積み立てておき、契約当日ごとに保険料の払込に充当します。

（エ）保険料前納期間の終了した場合または保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合で、保険料前納金に残額があるときは、その残額（保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、第17条の規定により基本保険金額が減額されたときを除き、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。

第13条（払込期月内に保険料の払込がない場合）

1 保険料の払込が第10条（保険料の払込）第1項に定める払込期月内になされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、その期間内に保険料が払い込まれなければ払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。

2 前項の通知を行なう場合、第20条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。

3 第1項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。

4 前項の規定により保険契約が消滅した場合で、解約払戻金があるときは、会社は、解約払戻金からその時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引いた金額を保険契約者に支払います。

5 第1項の場合で、払込期月の経過後3か月目の月における月ごと応当日の前日までに保険金の支払事由が生じたときには、会社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額（保険金およびその他の支払うべき金額をいいます。）から差し引きます。

9. 請求、保険金等の支払時期および支払場所

第14条（請求の手続き）

1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、ただちに会社に通知して下さい。

2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求して下さい。

3 つぎの各号の取扱を行なう場合は、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

（1）第5条（死亡保険金受取人）に定める死亡保険金受取人の変更に関する通知

（2）第6条（遺言による死亡保険金受取人の変更）に定める遺言による死亡保険金受取人の変更に関する通知

（3）第16条（保険料払込方法（回数）の変更）に定める保険料払込方法（回数）の変更

（4）第17条（基本保険金額の減額）に定める基本保険金額の減額

（5）第18条（保険契約者に対する貸付）に定める保険契約者に対する貸付

（6）第19条（保険契約者）に定める保険契約者の変更

（7）第27条（解約）に定める解約

（8）第28条（保険金の受取人による保険契約の存続）に定める保険契約の存続

（9）リビング・ニーズ特約に定める指定代理請求人の指定・変更指定または指定代理請求人による特約保険金の請求

（10）社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払（保険金の支払を除きます。）

第15条（保険金等の支払時期および支払場所）

1 保険金は、前条（請求の手続き）に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。

2 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

（1）保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

この約款およびこの保険契約に付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無

（2）保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合

- 保険金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第26条(重大事由による解除)第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、前条に定める保険金の請求にかかる必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の規定を適用する場合には、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 6 前条第3項第10号の支払金の支払時期および支払場所については、本条の保険金等の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。ただし、第28条(保険金の受取人による保険契約の存続)に定める債権者等による保険契約の解約の場合の解約払戻金の支払時期については、第28条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める、請求にかかる必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

10. 保険契約上の保全取扱

第16条(保険料払込方法(回数)の変更)

保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法(回数)を相互に変更することができます。

第17条(基本保険金額の減額)

- 1 保険契約者は、基本保険金額の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により基本保険金額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 前項の規定により解約払戻金を支払う場合、本条の請求があった時まですでに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。
- 4 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の基本保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

第18条(保険契約者に対する貸付)

- 1 保険契約者は、解約払戻金額の会社の定める範囲内で貸付を受けることができます。ただし、貸付金額は会社の定める限度を下回ることはできません。
- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
- 3 本条の貸付を受けた場合、貸付期間は貸付日からその日を含めて1年間とし、保険契約者は本条の貸付金の元利金を貸付期間の満了日に返済して下さい。ただし、保険契約者は貸付期間の満了日前に本条の貸付金の元利金を返済することができます。
- 4 貸付期間の満了日までに本条の貸付金の元利金が返済されないときは、貸付期間を1年間延長します。貸付期間が延長される場合は、貸付期間の満了日における利息をその翌日に貸付金の元金に繰り入れます。
- 5 第3項の場合で、貸付期間の満了日が保険期間満了の日の翌日以後となる場合は、貸付期間の満了日は保険期間満了の日とします。また、前項の規定により貸付期間を延長する場合も同様とします。
- 6 第3項の規定にかかわらず、貸付期間中につぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時に本条の貸付の貸付期間が満了したものと、会社は、会社が支払うべき金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。ただし、第2号または第3号に該当した場合で、会社が支払うべき金額を本条の貸付金の元利金がかえるときは、そのこえる部分については、貸付期間が満了しないものとします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 基本保険金額を減額したとき(リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により基本保険金額が減額された場合および保険契約の見直しに関する特約の規定により保険契約の一部の解除が行なわれた場合を含みます。)
 - (3) 契約年齢または性別の誤りの処理により、保険料の差額の精算等の取扱が行なわれたとき
- 7 保険契約者は、貸付期間中に、新たに本条の貸付を受けることができます。この場合、すでに本条の貸付を受けている金額の元利金(以下、「既貸付元利金」といいます。)と、さらに本条の貸付を受ける金額を合算した金額を新たな貸付金額(第1項に定める範囲内であることを要します。)とし、新たな貸付金額のうち既貸付元利金に相当する金額は、既貸付元利金の返済に充当します。
- 8 会社は、毎月の会社所定の日(以下、「判定日」といいます。)において、判定日の属する月の5か月後の月における月

ごと応当日の前日（以下、「基準日」といいます。）までの本条の貸付金の元利合計額および基準日における解約払戻金額を計算します。この場合、本条の貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえるとき（以下、「超過状態」といいます。）は、第3項の規定にかかわらず、保険契約者は、判定日の属する月の翌末日までに本条の貸付金の元利金を返済して下さい。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

- 9 前項の通知にもかかわらず、本条の貸付金の元利金の返済が判定日の属する月の翌末日までになされなかった場合は、会社は、相当の期間を定めて保険契約者に本条の貸付金の元利金の返済を催告するとともに、その期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態であるときは、基準日の翌日の到来をもって保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 10 前2項の通知を行なう場合、第20条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。
- 11 第9項の通知にもかかわらず、その相当の期間内に本条の貸付金の元利金が返済されず、かつ、基準日において超過状態である場合には、保険契約は基準日の翌日の到来をもって解除となり、将来に向かって消滅します。
- 12 判定日以後に本条の貸付金の元利金の一部の返済がなされたことにより、基準日において超過状態でない場合、会社は、基準日の翌日から返済がなされた日の属する月の5か月後の月における月ごと応当日の前日までの間に超過状態となるかを判定します。この場合、判定結果に応じて、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 超過状態となる場合
超過状態となった直後の月ごと応当日の前日を新基準日として、第9項および前項中「基準日」とあるのは「新基準日」と読み替えて前3項の規定を適用し、催告を行なったうえでの保険契約の解除の取扱をします。この場合、本条の貸付金の元利金の一部の返済が再度なされたことにより、新基準日において超過状態でない場合は、本項の規定に準じて取り扱います。
 - (2) 超過状態とならない場合
前3項の規定は適用しません。この場合、第8項に定める本条の貸付金の元利金の返済の規定にかかわらず、第3項、第4項および第5項の規定を適用します。
- 13 第9項および前項第1号の規定により、本条の貸付金の元利金の返済を求めた場合であっても、貸付金の利息については第2項の規定を適用します。

11. 保険契約者

第19条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めて下さい。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第20条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

12. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第21条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により保険契約の締結が行なわれたときは、会社は保険契約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第22条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行なったときは、保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

13. 告知義務および告知義務違反による解除

第23条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

備考

1. 電磁的方法

第23条（告知義務）および第35条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

第24条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払いません。またすでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行なう場合は、第19条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。保険金の受取人が2人以上いる場合も同様とします。
- 6 本条の規定により保険契約が解除された場合、解除された日の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、本項において同じ。）の前日において解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合、会社は、解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。また、払込を要しなくなった保険料があるときは、会社の定める方法により精算します。

第25条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第23条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第23条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

14. 重大事由による解除

第26条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的または第三者に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 前3号のほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、保険金の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、その支払事由については、保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その保険金の受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 本条の規定による解除については、第24条（告知義務違反による解除）第4項から第6項までの規定を準用します。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、支払わない保険金に対応する部分については第24条第6項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

15. 解約

第27条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約払戻金があるときはこれを請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が解約払戻金を保険契約者に支払う場合、本条の請求があった時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約払戻金から差し引きます。

16. 保険金の受取人による保険契約の存続

第28条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。）をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときで、保険金を支払うことにより保険契約または付加している特約が消滅する場合は、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金の受取人に支払います。

17. 払戻金

第29条（払戻金）

解約払戻金および責任準備金は、この保険契約の経過した年月数により計算します。

18. 社員配当

第30条（社員配当金の割当）

- 1 定款の規定により積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末につきの保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。
 - (1) つぎの事業年度中に、契約応当日が到来する保険契約
 - (2) つぎの事業年度中に、保険契約の見直しに関する特約による保険契約の見直し（以下、「保険契約の見直し」といいます。）または保険金の支払により消滅する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に、保険期間の満了する保険契約
 - (4) つぎの事業年度中に、リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払により基本保険金額が減額される保険契約
- 2 前項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、会社は、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、保険契約の収支に応じて計算した社員配当金の割当を行なうことがあります。

第31条（社員配当金の分配）

- 1 前条（社員配当金の割当）第1項第1号の規定により割り当てた社員配当金は、その事業年度末の属する保険年度末までの保険料が払い込まれている場合には、つぎのとおり分配します。
 - (1) つぎの保険年度の契約応当日から会社所定の利息をつけて積み立てます。
 - (2) 積み立てた社員配当金は保険契約者の請求があったときまたは保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、保険金の支払により保険契約が消滅するときは保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- 2 前条第1項第2号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金を支払うときは保険金とともに保険金の受取人に支払い、保険契約の見直しをするときは見直し価格に充当します。
- 3 前条第1項第3号の規定により割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 4 前条第1項第4号の規定により割り当てた社員配当金は、保険金とともに保険金の受取人に支払います。
- 5 前条第2項の規定により割り当てた社員配当金は、つぎのいずれかの方法のうち、会社の定める方法で分配します。
 - (1) 保険契約が消滅したときに支払う方法
 - (2) 会社所定の日に第1項第1号の規定に準じて積み立てる方法

19. 特別条件

第32条（特別条件）

- 1 保険契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態、遺伝、既往症等が会社の定める基準に適合しない場合であっ

ても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、保険契約の責任を負うことがあります。

(1) 保険金削減支払法

この方法による場合には、契約日から起算する会社の定める保険金削減の期間内に被保険者が死亡したときは、支払うべき保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額を死亡保険金として支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が死亡したときは、保険金の削減はしません。

(2) 特別保険料領収法

この方法による場合には、特別保険料に対する解約払戻金および責任準備金は、第29条（払戻金）の規定を適用して計算し、保険契約の解約払戻金には特別保険料に対する解約払戻金を、保険契約の責任準備金には特別保険料に対する責任準備金をそれぞれ含めるものとします。

- 2 保険金削減の期間および割合ならびに特別保険料の金額は、会社の定める基準に適合しない内容および程度に応じて定められます。

20. 死亡保険金の支払に関する取扱

第33条（死亡保険金の支払に関する取扱）

- 1 第27条（解約）および第28条（保険金の受取人による保険契約の存続）の規定により、保険契約が解約された場合で、解約された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、解約された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第3条（死亡保険金）第1項に定める支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 解約がなされず、保険契約が有効中であったとすれば死亡保険金が支払われる場合に限り、会社は、保険契約の有効中に支払事由が生じたものとみなして、解約された時の死亡保険金受取人（以下、「解約時死亡保険金受取人」といいます。）に死亡保険金を支払います。ただし、第3条第1項に定める支払額は、保険金額から解約された時の解約払戻金と同額を差し引いた金額とします。
- (2) 解約された時に未払込保険料を解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- (3) 解約時死亡保険金受取人が死亡したときは、その受取人の死亡時の法定相続人を解約時死亡保険金受取人（本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本号の規定により解約時死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の解約時死亡保険金受取人）とします。
- 2 第17条（基本保険金額の減額）および第28条の規定により、基本保険金額が減額された場合で、減額された日を含む保険料期間の末日（年払契約の場合は、減額された日の直後の月ごと応当日の前日）までに、第3条第1項に定める支払事由に該当し、死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 会社は、減額前の保険金額から減額された時の減額分に対応する解約払戻金と同額を差し引いた金額を、第3条第1項に定める支払額として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 減額された時に減額分に対応する未払込保険料を減額分に対応する解約払戻金から差し引くにあたり、差し引くことができなかった金額があるときは、会社は、その金額を前号により会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 3 第28条第1項に定める債権者等による保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下、本項において同じ。）が行われた場合で、月ごと応当日に解約の効力が生じるときは、前2項の規定は適用しません。

21. その他

第34条（契約年齢の計算）

- 1 契約日における被保険者の年齢（以下、「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第35条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、その他のときは会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行いません。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行いません。

第36条（時効）

保険金、解約払戻金、社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

第37条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

備考

1. 電磁的方法

第23条（告知義務）および第35条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
 - 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の途中付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 - 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の途中付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
 - 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の途中付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の途中付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日における被保険者の年齢が満年齢で15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者の年齢が満年齢で15歳に到達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 - 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 - 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 - 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 - 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

リビング・ニーズ特約（2012）目次

この特約の趣旨

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 特約保険金
- 第2条 特約保険金の削減支払
- 第3条 特約保険金の受取人

- 第7条 特約の消滅
- 第8条 払戻金
- 第9条 特約の社員配当金

2. この特約の取扱に関する規定

- 第4条 特約の付加
- 第5条 会社の責任開始期
- 第6条 指定代理請求人による請求

3. 特則

- 第10条 主契約に特別条件が適用された場合の特則
- 第11条 主契約が通増定期保険契約の場合の特則
- 第12条 複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則

リビング・ニーズ特約（2012）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金の受取人の請求により、死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. この特約の給付に関する規定

第1条（特約保険金）

- 1 この特約の特約保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	特約保険金を支払わない場合
特約 保 険 金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額のうち特約保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、第3項に定める特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき i) 保険契約者の故意 ii) 被保険者の故意 iii) 指定代理請求人の故意

2 前項の規定にかかわらず、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求に関する規定に定める必要書類が会社に到達しないかぎり、会社は、特約保険金を支払いません。

3 第1項の規定にかかわらず、前項の必要書類が会社に到達した日（以下、「特約保険金の請求日」といいます。）が主契約の保険期間の満了（主約款の保険契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合および主契約に保険期間満了時の変更取扱に関する特約が適用される場合（以下、これらの場合を「更新・変更」といいます。）を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

4 第1項の指定保険金額の指定については、会社の定める範囲内で取り扱います。

5 前項に定めるほか、この特約の被保険者と被保険者が同一である会社の定める他の保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。（以下、この場合の会社の定める他の保険契約を「他契約」といいます。）

(1) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 特約保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本項において同じ。）が指定した保険金額を指定保険金額とします。

(2) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額を指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、特約保険金の受

取人が指定した保険金額を指定保険金額とします。

この特約および特約保険金の請求日を同一
会社の定める金額 × 特約保険金の受取人が指定した保険金額 ÷ とする他契約の特約保険金の受取人が指定
した保険金額の合計額

- (3) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、指定保険金額の上限とします。
- 6 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。
- 7 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、払戻金を支払いません。
- 8 特約保険金の支払前に被保険者が死亡しているときは、会社は、特約保険金を支払いません。
- 9 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金(3大疾病保障保険契約の上皮内新生物診断保険金を除きます。以下、本項および次項において同じ。)の請求を受け、主約款に定める保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。
- 10 主約款に定める保険金が支払われた場合には、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 11 主約款の保険契約者に対する貸付に関する規定により保険契約者に対する貸付が行なわれている場合には、会社は、会社が支払うべき金額から、会社の定める計算方法により、その元利金を差し引きます。
- 12 特約保険金が支払われることにより、主約款の保険料の払込に関する規定中すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合の取扱に関する規定が適用される主契約については、当該規定の適用にあたって、特約保険金の請求日から6か月を経過した日を当該規定中の保険料の全部または一部の払込を要しなくなった事由の生じた日として取り扱います。

第2条 (特約保険金の削減支払)

前条(特約保険金)の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により前条第1項に定める支払事由に該当した場合で、その原因により前条第1項に定める支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、指定保険金額分に対応する責任準備金を下回ることはありません。

第3条 (特約保険金の受取人)

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の満期保険金受取人(主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。)および死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)の場合には、第1条(特約保険金)第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約保険金の受取人とします。
- 2 特約保険金の受取人は、第1条第1項については被保険者、前項については保険契約者以外への変更は取り扱いません。

2. この特約の取扱に関する規定

第4条 (特約の付加)

- 1 この特約は、会社の定める主契約の締結の際、その主契約に自動的に付加されます。
- 2 主契約の更新・変更の際、主契約に付加されているこの特約は、引き続き、更新・変更後の主契約に付加されます。

第5条 (会社の責任開始期)

会社は、この特約を付加する主契約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。

第6条 (指定代理請求人による請求)

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定することができます。(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)ただし、特約保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
(2) 被保険者の直系血族
(3) 被保険者の兄弟姉妹
(4) 前2号のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を指定する場合は、この特約についても同一の指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった指定をすることはできません。また、主契約または主契約に付加している他の特約において指定代理請求人を変更指定する場合は、この特約についても同一の変更指定を行なって下さい。主契約または主契約に付加している他の特約とこの特約について異なった変更指定をすることはできません。
- 4 主約款の請求の手続きに関する規定に定める特約保険金の受取人による請求の規定にかかわらず、特約保険金の受取人が特約保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたとときその他の特約保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、前3項の規定により保険契約者が指定または変更指定した指定代理請求人が、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金の請求をすることができます。
- 5 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号に定める範囲内であることを

要します。

- 6 第4項の規定により、会社が特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 本条の規定にかかわらず、故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に特約保険金の受取人を第4項に定める特約保険金を請求できない状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の規定により指定代理請求人が指定されている場合には、主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第7条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第1条（特約保険金）に規定する特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第8条（払戻金）

この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

第9条（特約の社員配当金）

この特約に対する社員配当金はありません。

3. 特則

第10条（主契約に特別条件が適用された場合の特則）

主約款に定める特別条件の保険金削減支払法が適用されている主契約の場合で、保険金削減の期間中に特約保険金の請求があったときには、会社は、指定保険金額に会社所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表2）によって被保険者が第1条（特約保険金）第1項の支払事由に該当したときは、本条の規定は適用しません。

第11条（主契約が逡増定期保険契約の場合の特則）

主契約が逡増定期保険契約の場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条（特約保険金）第1項の支払額の規定中、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額」とあるのは、「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額（主契約が逡増定期保険契約の場合は第3項に定める特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額。以下、同じ。）」と読み替えます。
- (2) 第1条第7項中、「指定保険金額分」とあるのは、「指定保険金額分（主契約が逡増定期保険契約の場合は指定保険金額に対応する基本保険金額分。以下、同じ。）」と読み替えます。

第12条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

契約基本約款に定めるところにより、複数の保険契約が同一の契約締結時の書面で引き受けられている場合で、それらの保険契約について、この特約が付加される保険契約（以下、本条において「付加契約」といいます。）があるときは、つぎのとおりとします。ただし、各付加契約の保険期間の満了（各付加契約が更新・変更される場合を除きます。）前1年間は、その付加契約については本条の規定を適用しません。

- (1) 付加契約に付加されているこの特約について特約保険金の請求があったときは、すべての付加契約について特約保険金の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 第1条（特約保険金）第1項に定める死亡保険金額は、各付加契約の死亡保険金額を合算した金額とします。
- (3) 付加契約に3大疾病保障保険契約、身体障害保障保険契約または介護保障保険契約がある場合には、前2号の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
 - (ア) 付加契約に3大疾病保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、3大疾病保障保険契約の死亡保険金は含みません。
 - ① 特約保険金を支払う前に、3大疾病保障保険金の請求を受け、3大疾病保障保険金が支払われるとき
 - ② 3大疾病保障保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
 - (イ) 付加契約に身体障害保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、身体障害保障保険契約の死亡保険金は含みません。
 - ① 特約保険金を支払う前に、身体障害保障保険金の請求を受け、身体障害保障保険金が支払われるとき
 - ② 身体障害保障保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
 - (ウ) 付加契約に介護保障保険契約がある場合で、つぎのいずれかに該当したときは、第1条第1項に定める死亡保険金額には、介護保障保険契約の死亡保険金は含みません。
 - ① 特約保険金を支払う前に、介護保障保険金の請求を受け、介護保障保険金が支払われるとき
 - ② 介護保障保険金が支払われた場合で、その支払後に特約保険金の請求を受けたとき
- (4) 第1条第1項に定める金額の指定にあたっては、会社の定める範囲内で、各付加契約の指定保険金額の合計額としての金額を指定するものとします。
- (5) 各付加契約の指定保険金額は、会社の定める範囲内で、前号で指定する金額を基準として、特約保険金の請求日における各付加契約の死亡保険金額の割合に応じて、各付加契約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (6) 第1条第5項の規定にかかわらず、付加契約に付加されているこの特約（以下、「この特約」といいます。）の被保険者と被保険者が同一である他契約（付加契約は含まれません。以下、同じ。）にリビング・ニーズ特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。

(ア) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より前である場合 この特約の特約保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本号において同じ。）が前号の規定にもとづき指定した金額を、各付加契約の指定保険金額とします。

(イ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日と同一である場合 この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額が第4号で指定された金額であったものとして、前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。ただし、この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、この特約の特約保険金の受取人が前号の規定にもとづき指定した金額を各付加契約の指定保険金額とします。

$$\text{会社の定める金額} \times \frac{\text{この特約の特約保険金の受取人が指定した保険金額}}{\text{この特約および特約保険金の請求日を同一とする他契約の特約保険金の受取人が指定した保険金額の合計額}}$$

(ウ) この特約の特約保険金の請求日が他契約の特約保険金の請求日より後である場合 会社の定める金額から、特約保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、第4号で指定する金額の上限とします。

(7) 特定契約において養老保険契約または年金保険契約がある場合には、第3条（特約保険金の受取人）第1項中「主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「特定契約の満期保険金受取人（特定契約に満期保険金がある場合に限り、この場合、満期保険金の一部の受取人であるときを含みます。）、特定契約の年金受取人（特定契約に年金がある場合に限り、この場合、年金の一部の受取人であるときを含みます。）および特定契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

(8) この特約を解約するときは、主契約とともに解約する場合を除き、すべての特定契約に付加されているこの特約について解約することを要します。

保険契約の見直しに関する特約目次

この特約の趣旨

- | | | | |
|-----|---|------|--|
| 第1条 | 見直し前契約の見直し価格 | 第10条 | 一部の特定契約を見直す場合の特則 |
| 第2条 | 見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料
充当貸付 | 第11条 | 見直し前契約が終身保険（有配当2012）の発
売前の保険契約である場合の特則 |
| 第3条 | 見直し前契約の消滅および貸付金等の精算 | 第12条 | 解約 |
| 第4条 | 特約の払戻金 | | |
| 第5条 | 見直し後契約の継続取扱 | | 〔終身保険（有配当2012）等の発売に伴う特別取扱に
関する特則〕 |
| 第6条 | 見直し前契約または見直し後契約に遡増定期保
険契約がある場合の特則 | 第13条 | 見直し前契約の契約日等から2年を経過する
日までに見直しが行なわれた場合の特則 |
| 第7条 | 見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある
場合の特則 | 第14条 | 見直し前契約の契約日等から2年を経過する
日までに見直しが行なわれた場合の特則－見
直し前契約が転換によって成立した保険契約
の場合－ |
| 第8条 | 見直し後契約に総合医療保険契約がある場合の
特則 | 第15条 | 告知を求めない取扱に関する特則 |
| 第9条 | 見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある
場合の見直し価格の取扱等に関する特則 | | |

保険契約の見直しに関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者の保障ニーズの変化にあわせて、既に締結されている1または2以上の保険契約を新しい保険契約に見直すための特約です。

第1条（見直し前契約の見直し価格）

- この特約によって見直される保険契約（以下、「見直し前契約」といいます。）の見直し価格（第6項に定める計算方法により計算した金額をいいます。以下、同じ。）は、見直しによって成立する保険契約（以下、「見直し後契約」といいます。）に対し、次項に定める充当価格のある見直し後契約の保険料払込期間と同一の期間（以下、「充当期間」といいます。）にわたって、保険料の一部に充当します。ただし、見直し後契約が複数ある場合は、保険契約者は、見直し価格が保険料の一部に充当される見直し後契約を会社の定める範囲内で指定して下さい。
- 前項の規定により見直し後契約（見直し後契約が複数ある場合はそれぞれの保険契約）の保険料の一部に充当される見直し価格を「充当価格」といいます。
- 充当価格のある見直し後契約の充当保険料（充当価格から保険料の一部に充当される金額をいいます。以下、同じ。）は、充当価格および充当期間に応じて、会社の定める方法により計算します。
- 充当価格のある見直し後契約の普通保険約款および付加されている特約（この特約および保険料払込免除特約は除きます。）に定める保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料を差し引いた金額（以下、この金額を「実払込保険料」といいます。）とします。
- 充当価格のある見直し後契約の保険料は、実払込保険料を保険契約者が払い込んだ時に払い込まれたものとして取り扱います。
- 第1項の見直し価格は、つぎのとおり計算します。

見直し価格	=	（1）見直し価格基準額	-	（2）見直し価格差引額
-------	---	-------------	---	-------------

項 目	対象となる金額
(1)見直し価格 基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 責任準備金 ② 会社の定める計算方法により計算した社員配当金（積み立てた社員配当金を含みます。） ③ 据え置かれた生存給付金およびこども祝金 ④ 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ⑤ 保険料前納金または保険料一括払込金の残額 ⑥ 個人年金保険料税制適格特約に定めるところにより積み立てられた金額 ⑦ 充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）
(2)見直し価格 差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 保険契約者に対する貸付が行なわれている場合のその元利金 ② 次条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ③ 未払込保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は未払込の実払込保険料とします。）

第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）

- 会社は、保険契約の見直しの際に、保険契約者の申出があったときは、見直し価格基準額（前条（見直し前契約の見直し価格）第6項第2号①または③の金額がある場合には、その金額を差し引いた金額とします。）を限度として、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。以下、本条において同じ。）に相当する金額を貸し付け、見直し後契約の保険料の払込に充当します。
- 前項に定める貸し付ける金額は、見直し後契約が月払契約の場合は保険料2回分、年払契約の場合は保険料1回分とします。
- 月払契約の見直し後契約が、見直し後契約の責任開始時以降に保険料の払込に充当することを要しなくなった場合で、第1項の規定により保険契約者に貸し付けた金額に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人に払い戻します。
- 月払契約の見直し後契約について本条の取扱を行なった場合には、第1項の規定により保険契約者に貸し付けた金額を見直し後契約の保険料の払込に充当する保険料期間中は、見直し後契約の普通保険約款に定める保険金額等の減額および保険料払込方法（回数）の変更に関する規定は適用しません。
- 本条の貸付金の利息はありません。

第3条（見直し前契約の消滅および貸付金等の精算）

会社が見直し後契約の申込を承諾した場合には、見直し前契約および見直し前契約に付加されている特約は見直し後契約の責任開始時に消滅します。この場合、第1条（見直し前契約の見直し価格）第6項第2号に定める見直し価格差引額金額は見直し前契約の消滅時に返済または払い込まれたものとします。

第4条（特約の払戻金）

- 1 充当価格のある見直し後契約が下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ次項以下に定めるところによりこの特約の払戻金を払い戻します。
 - (1) 見直し後契約の保険金の支払による消滅その他の次項各号に定める事由により、見直し後契約の保険料の払込が不要となる場合または見直し後契約が見直し時にさかのぼって他の保険契約に変更される場合
 - (2) 見直し後契約の保険金額等の減額その他の第3項各号に定める事由により、見直し後契約の保険料が充当期間中に変更される場合
 - (3) 見直し後契約の保険料が充当期間中に変更されることにより充当保険料を下回ることとなる場合（前号に該当する場合を除きます。）
- 2 前項第1号に定める場合については、会社は、下記の各号に定める事由に応じて、各号に定めるこの特約の払戻金を保険契約者（第1号および第2号に定める場合は、その保険金の受取人）に払い戻します。なお、詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合は、この特約の払戻金およびすでに充当された充当保険料を払い戻しません。

事 由	この特約の払戻金	備 考
(1) 保険金の支払による消滅（次号に該当する場合を除きます。）	充当価格の残額（第5項第1号に定める金額とします。以下、本条において同じ。）	
(2) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払による消滅	充当価格の残額	特約保険金の請求日から6か月経過した日における金額とします。
(3) 死亡保険金の免責事由のうち、責任開始の日から3年以内の自殺による被保険者の死亡	充当価格の残額	
(4) 死亡保険金の免責事由のうち、保険契約者の故意による被保険者の死亡（前号に該当する場合を除きます。）	解約払戻金の金額（第5項第2号に定める金額とします。以下、本条において同じ。）	
(5) 死亡保険金の免責事由のうち、死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡（前2号に該当する場合を除きます。）	充当価格の残額	
(6) 解約	解約払戻金の金額	
(7) 解除（次号に該当する場合を除きます。）	解約払戻金の金額	
(8) 告知義務違反による解除または重大事由による解除	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(9) 見直し後契約が総合医療保険契約またはがん医療保険契約の場合における、被保険者の死亡（次号に該当する場合を除きます。）	充当価格の残額	
(10) 見直し後契約が総合医療保険契約またはがん医療保険契約の場合における、保険契約者の故意による被保険者の死亡	解約払戻金の金額	
(11) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていたことによる無効（保険契約者および被保険者がその事実を知らなかった場合に限りします。）	充当価格	この場合、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(12) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていたことによる無効（保険契約者または被保険者がその事実を知っていた場合に限りします。）	解約払戻金の金額	会社が無効の原因を知った日（以下、本条において「無効日」といいます。）の直前の月ごと応当日（無効日が月ごと応当日の場合は、その日。以下、次項において同じ。）の前日における金額とします。（「月ごと応当日」とは、契約日の月単位の応当日とし、応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）
(13) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん（別表23）と診断確定されたことによる無効	充当価格	この場合、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。

事 由	この特約の払戻金	備 考
(14) 保険料払込免除特約による保険料の払込の免除	充当価格の残額	
(15) 3大疾病保障保険契約の普通保険約款に定める終身保険契約または定期保険契約への変更	充当価格の残額	
(16) 次条（見直し後契約の継続取扱）第2項に定める終身保険契約または定期保険契約に見直しが行なわれたものとされる取扱	充当価格の残額	

3 第1項第2号に定める場合については、会社は、つぎの各号に定める事由に応じて、各号に定めるこの特約の払戻金（それぞれの事由に対応する部分とします。）を保険契約者（第2号、第4号および第9号に定める場合は、その保険金の受取人）に払い戻します。

事 由	この特約の払戻金	備 考
(1) 保険金額等の減額（次号に該当する場合を除きます。）	解約払戻金の金額	
(2) リビング・ニーズ特約の特約保険金の支払による保険金額の減額	充当価格の残額	特約保険金の請求日から6か月経過した日における金額とします。
(3) 次条第1項第1号（ア）（イ）②の規定に定める見直し後契約の一部の解除	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(4) 次条第1項第2号の規定により、見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱うことにより保険金が支払われる場合（見直し後契約の保険金額が見直し前契約の保険金額をこえる場合に限ります。）	充当価格の残額	
(5) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、次条第1項第5号（イ）の規定による見直し前契約の入院給付日額をこえる部分の無効（保険契約者および被保険者が、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていた事実を知らなかった場合に限ります。）	充当価格	この場合、無効部分については、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(6) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、次条第1項第5号（イ）の規定による見直し前契約の入院給付日額をこえる部分の無効（保険契約者または被保険者が、被保険者が見直し後契約の責任開始の日の前日以前にがん（別表23）と診断確定されていた事実を知っていた場合に限ります。）	解約払戻金の金額	無効日の直前の月ごと応当日の前日における金額とします。
(7) 見直し後契約ががん医療保険契約の場合における、次条第1項第6号（イ）の規定による見直し前契約の入院給付日額をこえる部分の無効	充当価格	この場合、無効部分については、がん医療保険契約への充当保険料の充当はなかったものとなります。
(8) 次条第2項の規定により、見直し後契約の一部について、終身保険契約または定期保険契約に見直しが行なわれたものとされる取扱	充当価格の残額	
(9) 第7条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項第1号の規定により、見直し前契約の3大疾病保険金額と同額の範囲について保険金が支払われる場合（見直し後契約の3大疾病保険金額が見直し前契約の3大疾病保険金額をこえる場合に限ります。）	充当価格の残額	

4 第1項第3号に定める、見直し後契約の保険料が充当期間中に変更されることにより充当保険料を下回ることとなる場合については、会社は、会社の定める計算方法により充当保険料を減額変更し、つぎの各号に定める事由に応じて、各号に定めるこの特約の払戻金（充当保険料の減額変更に対応する部分とします。）を保険契約者に払い戻します。

事 由	この特約の払戻金	備 考
(1) 保険料払込免除特約のみの解約	解約払戻金の金額	
(2) 告知義務違反または重大事由による保険料払込免除特約のみの解除	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(3) 見直し後契約が総合医療保険契約の場合における、次条第1項第1号（ア）（イ）③の規定による疾病入院給付金の型の基本型への変更	解約払戻金の金額	第6項または第7項に定める日における金額とします。
(4) 保険料の払込方法（経路）の変更その他の前3号以外の事由	充当価格の残額	

- 5 この特約における充当価格の残額および解約払戻金の金額は、つぎの各号に定める金額とします。
- (1) 充当価格の残額
会社の定める基準にもとづき、充当価格のある見直し後契約の経過した年月数に応じて計算した金額
 - (2) 解約払戻金の金額
充当価格の残額から会社の定める計算方法により計算した金額を差し引いた金額
- 6 第2項第8号、第3項第3号または第4項第2号もしくは第3号に定める事由に該当する場合、つぎの各号に定める日におけるこの特約の払戻金を払い戻します。
- (1) 解除された日（第4項第3号については、「基本型に変更された日」とします。以下、本項および次項において同じ。）の直前の月ごと応当日（解除された日が月ごと応当日の場合はその日。以下、本条において同じ。）以後に保険金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合
解除された日
 - (2) 前号以外の場合
解除された日の直前の月ごと応当日の前日
- 7 契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定により見直し後契約が特定契約として取り扱われている場合において、つぎの各号のすべてを満たす場合には、その特定契約の解除（第4項第3号については、「基本型への変更」とします。）にあたっては、前項第2号の規定にかかわらず、前項第1号が適用される場合の取扱に準じて取り扱います。
- (1) 特定契約が第2項第8号、第3項第3号もしくは第4項第2号の規定により解除された場合または第4項第3号の規定により基本型に変更された場合であること
 - (2) 他の特定契約において、前号の規定により解除された日の直前の月ごと応当日以後解除された日までに保険金等の支払事由に該当し、その保険金等が支払われる場合であること
- 8 充当価格のある見直し後契約の普通保険約款におけるつぎの各号の規定を適用する場合で、未払込保険料について、見直し後契約の解約払戻金から差し引くことのできない金額があるときは、その金額を第2項および第3項に定める解約払戻金の金額から差し引きます。
- (1) 解約に関する規定
 - (2) 解除に関する規定
 - (3) 保険金額等の減額に関する規定
 - (4) 免責事由に関する規定のうち保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合の規定
 - (5) 総合医療保険契約またはがん医療保険契約の普通保険約款に定める被保険者の死亡に関する規定（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合に限り。）
 - (6) がん医療保険契約の普通保険約款に定める無効に関する規定
- 9 第4項第1号から第3号までのいずれかの事由に該当する場合で、(A)に定める対象となる未払込保険料があるときには、この特約の払戻金からその未払込保険料のうち(B)に定める金額を差し引きます。ただし、第2号(イ)または第3号(イ)の規定が適用される場合でも、第7項の規定が適用される場合には、(A)に定める対象となる未払込保険料については、それぞれ第2号(ア)または第3号(ア)の取扱に準じて取り扱います。

項目		(A) 対象となる未払込保険料	(B) 差し引く金額
(1) 第4項第1号の場合		解約の請求があったときまでにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	保険料払込免除特約が付加されている場合の保険料と付加されていない場合の保険料の差額
(2) 第4項第2号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	解除された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	解除された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	
(3) 第4項第3号の場合	(ア) 第6項第1号が適用される場合	基本型に変更された日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	特定疾病倍額型または女性特定疾病倍額型の保険料と基本型の保険料の差額
	(イ) 第6項第2号が適用される場合	基本型に変更された日の直前の月ごと応当日の前日までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料	

- 10 第2項から第4項までの事由に該当した場合で、充当価格のある見直し後契約において普通保険約款に定める保険契約者に対する貸付に関する規定により貸付を受けているときは、第2項から第4項までの規定により払い戻されるこの特約の払戻金（貸付を受けている見直し後契約に対応する部分に限ります。）からその元利金を差し引きます。この場合、第2項の事由に該当した場合は、保険契約者に対する貸付に関する規定に定める保険契約が消滅したときの規定に準じて取り扱い、第3項または第4項の事由に該当した場合は、保険契約者に対する貸付に関する規定に定める保険金額等を減額した場合の取扱に準じて取り扱います。
- 11 充当価格のある見直し後契約の普通保険約款に保険契約者に対する貸付に関する規定がある場合には、同規定に定める貸付を受けることができる解約払戻金額には、その見直し後契約についての第5項第2号に定める解約払戻金の金額が含まれるものとします。

第5条（見直し後契約の継続取扱）

- 1 見直し後契約について、つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合は、それぞれつぎのとおり取り扱います。また、詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合は、本条の規定は適用せず、見直し後契約は消滅し、見直し

前契約は第3条（見直し前契約の消滅および貸付金等の精算）の規定にもとづき消滅します。

(1) 見直し後契約の締結の際の告知義務違反により、見直し後契約が解除事由に該当した場合は、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 見直し後契約と保障内容を同一とする見直し前契約（これに準じたものとして、会社の定める見直し前契約を含みます。以下、同じ。）があるときは、つぎのとおり取り扱います。

(イ) 見直し前契約と見直し後契約の保険金額、給付金額、給付日額（以下、「保険金額等」といい、見直し前契約または見直し後契約が複数ある場合は、それぞれで合計した保険金額等とします。）を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
① 見直し後契約の保険金額等が見直し前契約の保険金額等をこえないとき	会社は、見直し後契約は解除しません。
② 見直し後契約の保険金額等が見直し前契約の保険金額等をこえるとき	会社は、見直し前契約の保険金額等をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。また、見直し前契約の保険金額等をこえない部分については、①に準じて取り扱います。

(ii) (i) の場合で、見直し前契約および見直し後契約が総合医療保険契約のときは、見直し後契約の疾病入院給付金の型については、つぎのとおりとします。

項目	疾病入院給付金の型
① 見直し前契約および見直し後契約の疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型のとき	特定疾病倍額型
② 見直し前契約および見直し後契約の疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型のとき	女性特定疾病倍額型
③ ①②以外のとき	基本型

(イ) 見直し前契約および見直し後契約に保険料払込免除特約が付加されているときは、見直し後契約が解除される場合を除き、会社は、見直し後契約に付加されている保険料払込免除特約は解除しません。

(2) 見直し後契約と保障内容を同一とする見直し前契約があり、かつ、被保険者が見直し後契約の責任開始時以後につきのいずれかに該当した場合は、その原因が見直し後契約の責任開始時に生じていたために普通保険約款に定める支払事由に該当しない場合でも、その原因が見直し前契約の責任開始時以後に生じていたときは、見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。ただし、見直し前契約の保険金額等をこえる部分については、本号の規定は適用しません。

(ア) 被保険者が普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる状態に該当したとき

(イ) 被保険者が普通保険約款に定める保険金等の支払の対象となる入院もしくは治療をまたは手術もしくは放射線治療を受けたとき

(3) 見直し前契約および見直し後契約に、保険料払込免除特約（以下、本号において「特約」といいます。）が付加されており、かつ、被保険者が見直し後契約に付加されている特約の責任開始時以後に保険料の払込の免除の対象となる状態に該当した場合は、その原因が見直し後契約に付加されている特約の責任開始時に生じていたために特約に定める保険料の払込の免除事由に該当しない場合でも、その原因が見直し前契約に付加されている特約の責任開始時以後に生じていたときは、見直し後契約に付加されている特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(4) 被保険者が、見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により死亡した場合は、見直し後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、見直し前契約と見直し後契約の死亡保険金額（見直し前契約または見直し後契約が複数ある場合は、それぞれで合計した死亡保険金額とします。以下、本条および第14条において同じ。）を比較し、つぎのとおり取り扱います。ただし、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により死亡した場合で、見直し後契約により死亡保険金として支払われる金額が、見直しは行なわれず見直し前契約は消滅しなかったものとして取り扱った場合に見直し前契約により死亡保険金として支払われる金額をこえるときは、会社は、そのこえる部分を支払いません。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえないとき	会社は、見直し後契約の死亡保険金を支払います。
(イ) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえるとき	会社は、見直し前契約の死亡保険金額の範囲内で見直し後契約の死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。この場合、会社は、見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

- (5) 見直し前契約および見直し後契約にがん医療保険契約がある場合で、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて90日経過後、見直し後契約の責任開始の日の前日以前に初めてがん（別表23）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていたときは、見直し前契約と見直し後契約のがん医療保険契約の入院給付日額を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえないとき	見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日の前日以前にがん（別表 23）と診断確定されていたときの規定による無効の取扱は行ないません。
(イ) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえるとき	(i) 見直し前契約の入院給付日額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日の前日以前にがん（別表 23）と診断確定されていたときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の入院給付日額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

- (6) 見直し前契約および見直し後契約にがん医療保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めてがん（別表23）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときは、見直し前契約と見直し後契約のがん医療保険契約の入院給付日額を比較し、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえないとき	見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん（別表 23）と診断確定されたときの規定による無効の取扱は行ないません。
(イ) 見直し後契約の入院給付日額が見直し前契約の入院給付日額をこえるとき	(i) 見直し前契約の入院給付日額をこえる部分を無効とします。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん（別表 23）と診断確定されたときの規定に準じて取り扱います。 (ii) 見直し前契約の入院給付日額をこえない部分については、(ア)に準じて取り扱います。

- (7) 前6号の適用にあたって、見直し前契約と見直し後契約の保険金額等または死亡保険金額を比較する際は、第3条の規定にかかわらず見直し前契約は消滅しなかったものとして、つぎに定める日における金額を比較します。

(ア) 保険金等の支払事由に該当した場合は、その日

(イ) (ア) 以外の場合には、つぎに定める日

(i) 第1号の場合

会社が告知義務違反による解除の原因を知った日

(ii) 第5号の場合

会社が無効の原因を知った日

- 2 見直し後契約の3大疾病保障保険契約、身体障害保障保険契約または介護保障保険契約（以下、本条において「3大疾病保障保険契約等」といいます。）について前項第1号（ア）（i）②の規定が適用される場合は、同規定に加えてつぎの各号のとおり取り扱います。また、見直し後契約の3大疾病保障保険契約等と保障内容を同一とする見直し前契約がなく、普通保険約款の規定により3大疾病保障保険契約等が解除される場合も、本項の規定を適用します。

- (1) 見直し前契約と見直し後契約の死亡保険金額に応じて、つぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえないとき	解除したとした場合の見直し後契約の3大疾病保障保険契約等の保険金額と同額の次号に定める保険契約に、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとして取り扱います。
(イ) 見直し後契約の死亡保険金額が見直し前契約の死亡保険金額をこえるとき	解除したとした場合の見直し後契約の死亡保険金額が、見直し前契約の死亡保険金額を下回る場合は、つぎのとおり取り扱います。 (i) 見直し前契約の死亡保険金額と、解除したとした場合の見直し後契約の死亡保険金額との差額と同額の部分については、その保険金額と同額の次号に定める保険契約に、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとして取り扱います。 (ii) 見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。

- (2) 前号（ア）または（イ）（i）の規定の適用にあたって、見直し後契約の責任開始時にさかのぼって見直しが行なわれたものとする保険契約は、見直し後契約の保険期間が終身の場合は終身保険契約、有期の場合は定期保険契約とします。

- (3) 見直し後契約に3大疾病保障保険契約等が複数ある場合、第1号（イ）の適用にあたっては、同号（イ）（i）の規定に定めるその保険金額と同額の金額となるまで、つぎに定める順位により前号に定める保険契約に見直しが行なわれたものとします。

(ア) 3大疾病保障保険契約

(イ) 身体障害保障保険契約

(ウ) 介護保障保険契約

(4) 第1号(ア)または同号(イ)(i)に該当する場合には、会社の定める方法により、保険料および所定の金額の差額を保険契約者に払い戻します。

3 前項の規定に該当する場合で、見直し後契約について死亡保険金が支払われるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 前項の規定は適用せず、会社は、見直し前契約の死亡保険金額と同額の範囲について死亡保険金を支払い、見直し前契約の死亡保険金額をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。

(2) 見直し後契約に3大疾病保障保険契約等が複数ある場合、前号の規定の適用にあたっては、見直し前契約の死亡保険金額と同額の金額となるまで、つぎに定める順位により解除します。

(ア) 3大疾病保障保険契約

(イ) 身体障害保障保険契約

(ウ) 介護保障保険契約

4 本条に定める保険金額または死亡保険金額には、年金保険契約の死亡保険金額は含みません。

第6条（見直し前契約または見直し後契約に通増定期保険契約がある場合の特則）

見直し前契約または見直し後契約に通増定期保険契約がある場合、前条（見直し後契約の継続取扱）の規定の適用にあたっては、通増定期保険契約の死亡保険金額については、前条第1項第7号の規定にかかわらず、見直し前契約および見直し後契約それぞれの保険期間満了の日における死亡保険金額を比較します。ただし、見直し後契約が保険金の支払により消滅する場合は、本条の規定は適用しません。

第7条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）

1 見直し前契約および見直し後契約に3大疾病保障保険契約がある場合で、普通保険約款に定めるつぎの各号に該当するときは、見直し前契約の3大疾病保障保険金額と同額の範囲については、それぞれつぎの各号のとおり取り扱います。ただし、見直し前契約の3大疾病保障保険金額をこえる部分についてはそのまま継続したものと取り扱います。

(1) 被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき

普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合の規定による3大疾病保障金を支払わない取扱は行ないません。

(2) 被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて上皮内新生物等（別表6）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき

普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等（別表6）と診断確定された場合の規定による上皮内新生物診断保険金を支払わない取扱は行ないません。

2 見直し前契約および見直し後契約に保険料払込免除特約が付加されている場合で、見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときには、保険料払込免除特約に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合の規定による保険料の払込の免除をしない取扱は行ないません。

第8条（見直し後契約に総合医療保険契約がある場合の特則）

見直し後契約に総合医療保険契約がある場合で、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて1年以内に普通保険約款に定める骨髓幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたときまたは骨髓幹細胞の採取術を受けたときは、見直し前契約の総合医療保険契約またはこども総合医療保険契約の入院給付日額と同額の範囲については、1年を経過した日以後に骨髓幹細胞の採取術を直接の目的とする入院をしたものまたは骨髓幹細胞の採取術を受けたものとみなして取り扱います。

第9条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）

見直し前契約に総合医療保険契約またはがん医療保険契約（以下、本条において「無解約払戻金型保険契約」といいます。）がある場合、その無解約払戻金型保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 見直し価格については、見直し前契約における積み立てた社員配当金および据え置かれた生存給付金を除き、第1条（見直し前契約の見直し価格）第6項の規定にかかわらず、つぎのとおり計算します。ただし、(イ)の金額が(ア)の金額を上回るときは、見直し価格Aは0とし、見直し価格Bの計算において、(イ)の金額から(ア)の金額を差し引いた金額を(エ)②のとおり、(エ)の金額に含めるものとします。

見直し後契約	見直し価格
無解約払戻金型保険契約がある場合	見直し価格A + 見直し価格B
無解約払戻金型保険契約がない場合	見直し価格B

$$\text{見直し価格A} = (\text{ア}) \text{見直し価格基準額} - (\text{イ}) \text{見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(ア) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 無解約払戻金型保険契約の責任準備金（見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、責任準備金から解約払戻金を差し引いた金額とします。） ② 見直し価格Aにもとづき計算された充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）
(イ) 見直し価格差引額	見直し前契約の無解約払戻金型保険契約の未払込保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は未払込の実払込保険料とします。）

$$\text{見直し価格B} = (\text{ウ}) \text{見直し価格基準額} - (\text{エ}) \text{見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(ウ) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 会社の定める計算方法により計算した社員配当金 ② 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ③ 保険料前納金または保険料一括払込金の残額 ④ 第1条第6項の見直し価格および見直し価格Bにもとづき計算された充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。） ⑤ 見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、見直し前契約の解約払戻金
(エ) 見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ② (イ)の金額が(ア)の金額を上回るときは、(イ)の金額から(ア)の金額を差し引いた金額

- (2) 見直し価格Aについては、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第1条第1項の規定にかかわらず、見直し後契約のうち無解約払戻金型保険契約の保険料の一部に充当します。
- (イ) 見直し後契約に無解約払戻金型保険契約が複数ある場合、保険契約者は、保険料の一部に充当される見直し後契約を指定することはできません。この場合、会社の定める基準にもとづき、それぞれの無解約払戻金型保険契約の保険料の一部に充当します。
- (ウ) 第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）の見直し価格基準額には、前号（ア）の金額は含みません。
- (エ) 第4条（特約の払戻金）の規定にかかわらず、見直し価格Aに対応する部分についてはこの特約の払戻金はありません。
- (3) 見直し価格Bについては、第1条第6項の見直し価格と同様に取り扱い、見直し価格Bと第1条第6項の見直し価格は通算するものとします。
- (4) 見直し前契約が無解約払戻金型保険契約のみの場合、第1号（ウ）に定める見直し価格基準額に見直し前契約における積み立てた社員配当金および据え置かれた生存給付金を含めるものとします。
- (5) 第3条（見直し前契約の消滅および貸付金等の精算）はつぎのとおり読み替えます。
- 「 会社が見直し後契約の申込を承諾した場合には、見直し前契約および見直し前契約に付加されている特約は見直し後契約の責任開始時に消滅します。この場合、第9条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）第1号（イ）および同号（エ）に定める見直し価格差引額の金額は見直し前契約の消滅時に返済または払い込まれたものとします。」

第10条（一部の特定契約を見直す場合の特則）

契約基本約款に定める複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定により保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、それらの特定契約の一部のみを見直し前契約としてこの特約による見直しを行なうときは、この特約の他の条文の規定に加え、この特則を適用します。この場合、第3号に定める追加契約日の本条の規定を適用します。

- (1) 会社は見直し前契約以外の他の特定契約（以下、「継続特定契約」といいます。）と見直し後契約について、契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める「同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約」として取り扱います。この場合、継続特定契約と見直し後契約のそれぞれに本条の規定を適用するものとし、継続特定契約と見直し後契約のそれぞれを契約基本約款の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める特定契約とします。
- (2) 継続特定契約について、次号に定める追加契約日の前日までにすでに到来している保険料期間に対応する保険料が払

い込まれず、契約基本約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合に関する規定により継続特定契約が解除される場合、見直し後契約については、同規定に定める解除の取扱にかかわらず、将来に向かって消滅するものとします。

(3) 見直し後契約の責任開始の日の直後に到来する、継続特定契約の月ごと応当日(「継続特定契約の月ごと応当日」とは、継続特定契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める月ごと応当日をいいます。以下、同じ。)を追加契約日とし、見直し後契約の保険期間その他保険契約についての期間は、その日を基準として計算します。この場合、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款中、つぎの規定は適用しません。

(ア) 契約基本約款の会社の責任開始期に関する規定に定める契約日の規定

(イ) 保険料口座振替特約、保険料クレジットカード扱特約、保険料団体扱特約および事業保険扱特約に定める契約日の特則に関する規定

(4) 見直し後契約については、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 見直し後契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日および契約応当日については、つぎのとおり取り扱います。

(i) 月ごと応当日

見直し後契約の責任開始の日の後に到来する、継続特定契約の月ごと応当日と同一の日を、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款に定める月ごと応当日として取り扱うものとします。

(ii) 契約応当日

見直し後契約の責任開始の日の後に到来する、継続特定契約の契約基本約款、保険契約の見直しに関する特約および特定契約の追加に関する特約に定める契約応当日(以下、「継続特定契約の契約応当日」といいます。)と同一の日を、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款に定める契約応当日として取り扱うものとします。

(イ) 見直し後契約の普通保険約款および特約の約款(この特約の約款を含みます。)については、つぎのとおり読み替えます。

(i) 見直し後契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日」とあるのは「追加契約日」と読み替えます。

(ii) 本号(イ)(i)の規定にかかわらず、見直し後契約の普通保険約款および特約の約款中「契約日の月単位の応当日」とあるのは「継続特定契約の月ごと応当日」と、「契約日の年単位の応当日」とあるのは「継続特定契約の契約応当日」と読み替えます。

(iii) 見直し後契約の契約基本約款に定める保険料の払込に関する規定中第1項および第2項はつぎのとおり読み替えます。

「1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条(保険料の払込方法(経路))第1項に定める払込方法(経路)にしたがい、つぎの期間(以下、「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

(1) 第1回保険料の払込期月

責任開始の日から、その日を含めて、追加契約日の属する月の末日まで

(2) 第2回以後の保険料の払込期月

(ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合

追加契約日の後に到来する、継続特定契約の月ごと応当日(以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の属する月の初日から末日まで

(イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合

追加契約日の後に到来する、継続特定契約の契約応当日(以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。)の属する月の初日から末日まで

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。

(1) 第1回保険料の保険料期間

(ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合

追加契約日からその直後の月ごと応当日の前日までの期間

(イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合

追加契約日からその直後の契約応当日の前日までの期間

(2) 第2回以後の保険料の保険料期間

(ア) 払込方法(回数)が月払契約の場合

追加契約日の後に到来する、月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

(イ) 払込方法(回数)が年払契約の場合

追加契約日の後に到来する、契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

(5) 見直し後契約の契約基本約款に定める契約年齢の計算に関する規定中第1項はつぎのとおり読み替えます。

「1 追加契約日における被保険者の年齢(以下、「契約年齢」といいます。)は、追加契約日における、継続特定契約の被保険者の年齢と同一の年齢とします。」

(6) 見直し後契約の責任開始の日から追加契約日の前日までの間に、見直し後契約について普通保険約款および特約の規定にもとじて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、第3号の規定にかかわらず、見直し後契約の責任開始の日を追加契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険期間満了の日および保険料払込期間満了の日の変更せず、保険契約者は、追加契約日からその直後の継続特定契約の月ごと応当日の前日までの期間については、1か月分の保険料に対応する金額を払い込んで下さい。

(7) 前号の場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

- (8) 前2号の規定を適用するときは、責任開始の日が同一の見直し後契約すべてについて同内容にて取り扱うものとしす。
- (9) 普通保険約款および特約の約款に定めるところにより、保険契約が特定契約として取り扱われている場合で、そのうちの一部の特定契約について、付加されている保険料払込免除特約のみが解除となることで、保険料払込免除特約の複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則に関する規定に定める、すべての特定契約について保険料払込免除特約を付加することを要する規定に反することとなったときでも、そのことのみをもって、普通保険約款および特約の約款に定める解除の対象とはならない他の特定契約に付加されている保険料払込免除特約が消滅することはありません。
- (10) 保険料口座振替扱特約、保険料クレジットカード扱特約、保険料団体扱特約および事業保険扱特約の規定にかかわらず、会社と提携金融機関における振替手続きの取扱等の事情により、継続特定契約および見直し後契約の保険料について会社所定の方法で払い込んでいただくことがあります。
- (11) 第1条（見直し前契約の見直し価格）第6項第1号はつぎのとおり読み替えます。

項目	対象となる金額
(1) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額
	① 責任準備金
	② 会社の定める計算方法により計算した社員配当金
	③ 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額
	④ すべての特定契約の保険料前納金または保険料一括払込金の残額
	⑤ 個人年金保険料税制適格特約に定めるところにより積み立てられた金額（見直し前契約が年金保険契約の場合に限るものとします。）
	⑥ 充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）

- (12) 前条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）第1号（ウ）はつぎのとおり読み替えます。

項目	対象となる金額
(ウ) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額
	① 会社の定める計算方法により計算した社員配当金
	② 見直し前契約が年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料（見直し前契約に充当価格がある場合は実払込保険料とします。）のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額
	③ すべての特定契約の保険料前納金または保険料一括払込金の残額
	④ 第1条第6項の見直し価格および見直し価格Bにもとづき計算された充当価格の残額（見直し前契約が保険契約の見直しに関する特約にもとづき成立した保険契約の場合に限るものとします。）
⑤ 見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、見直し前契約の解約払戻金	

第11条（見直し前契約が終身保険（有配当2012）の発売前の保険契約である場合の特則）

見直し前契約に有配当終身保険（H11）契約その他の会社の定める保険契約（以下、本条において「有配当終身保険契約等」といいます。）がある場合、有配当終身保険契約等については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の適用にあたっては、見直し前契約には、見直し前契約に付加されている特約が含まれるものとします。
- (2) 第1条第6項はつぎのとおり読み替えます。

「6 第1項の見直し価格は、つぎのとおり計算します。

$$\text{見直し価格} = (1) \text{見直し価格基準額} - (2) \text{見直し価格差引額}$$

項目	対象となる金額
(1) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 責任準備金（付加している増加保険特約および増加生存保険特約の払戻金を含み、配当金特殊支払による増加養老保険特約の払戻金があるときはその払戻金を含みます。） ② 会社の定める計算方法により計算した社員配当金（積み立てた社員配当金または相殺されていない社員配当金を含みます。） ③ 据え置かれた生存給付金、祝金、介護年金、介護生活保障年金、介護給付金、介護一時金および特約の保険金等（特約の保険金とともに支払われる金銭を含みます。） ④ 見直し前契約が年払契約または半年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ⑤ 保険料前納金または一括払の保険料の残額 ⑥ 個人年金保険料税制適格特約に定めるところにより積み立てられた金額
(2) 見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付が行なわれている場合のその元利金 ② 次条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ③ 未払込保険料

（3）見直し前契約が変額保険契約の場合は、前号の「責任準備金」を「この特約による見直しの申出日における積立金（変額保険契約に付加されている特約の責任準備金を含みます。）」と読み替えます。

（4）第5条（見直し後契約の継続取扱）の適用にあたっては、見直し前契約の保険金額および死亡保険金額には、見直し前契約に付加されている特約の保険金額および死亡保険金額が含まれるものとします。また、見直し前契約につき保険契約または付加されている特約がある場合には、つぎの金額が含まれるものとします。

（ア）変額保険契約

基本保険金額

（イ）生活保障特約

換算保障額

（5）第5条第1項第1号（ア）（ii）はつぎのとおり読み替えます。

「（ii）（i）の場合で、見直し後契約が総合医療保険契約の場合、見直し後契約の疾病入院給付金の型については、つぎのとおりとします。この場合、見直し後契約と比較する給付日額は、見直し前契約の総合医療保険契約もしくは入院医療保険契約または見直し前契約に付加されている総合医療特約もしくは新災害入院特約その他の会社の定める特約（以下、「新災害入院特約等」といいます。）の給付日額とします。ただし、見直し前契約に付加されている新災害入院特約等の給付日額が新入院医療特約その他の会社の定める特約（以下、「新入院医療特約等」といいます。）の給付日額を下回る場合には、新入院医療特約等の給付日額と比較します。

項目	疾病入院給付金の型
① つぎのいずれかの場合で、見直し後契約の疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型のとき (a) 見直し前契約が総合医療保険契約の場合で、疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型の場合 (b) 見直し前契約に新成人病入院医療特約その他の会社の定める特約（以下、「新成人病入院医療特約等」といいます。）または疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型の総合医療特約が付加されている場合	特定疾病倍額型
② つぎのいずれかの場合で、見直し後契約の疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型のとき (a) 見直し前契約が総合医療保険契約の場合で、疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型の場合 (b) 見直し前契約に女性入院特約その他の会社の定める特約（以下、「女性入院特約等」といいます。）または疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型の総合医療特約が付加されている場合	女性特定疾病倍額型
③ つぎのいずれかの場合で、①②以外の場合 (a) 見直し前契約が総合医療保険契約の場合 (b) 見直し前契約が入院医療保険契約の場合 (c) 見直し前契約に総合医療特約、新災害入院特約等または新入院医療特約等が付加されている場合	基本型

（6）見直し後契約に介護保障保険契約がある場合で、見直し前契約に介護保障定期保険特約がある場合には、普通保険約款に定める支払事由のうち、要介護2の状態については、第5条第1項第2号の規定による見直し後契約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取扱は行ないません。

- (7) 見直し前契約および見直し後契約に保険料払込免除特約が付加されている場合でも、保険料払込免除特約に定める保険料の払込の免除事由のうち、身体障害者福祉法に定める障害の状態または要介護2の状態については、第5条第1項第3号の規定による見直し後契約に付加されている保険料払込免除特約の責任開始時以後の原因によるものとみなす取扱は行ないません。
- (8) 第5条第1項第5号および第6号の適用にあたっては、見直し前契約のがん医療保険契約には、がん保険契約、がん入院特約および新がん入院特約が含まれるものとし、見直し前契約の入院給付日額には、がん入院給付日額および特約がん入院給付日額が含まれるものとし、見直し後契約には、新増定期保険契約が含まれるものとし、見直し前契約の増定期保険契約には、新増定期保険契約が含まれるものとし、見直し前契約の3大疾病保障保険契約には、3大疾病保障終身保険契約、3大疾病保障定期保険契約および3大疾病保障定期保険特約が含まれるものとし、見直し前契約の3大疾病保障金額には、特約3大疾病保障金額が含まれるものとし、ただし、第7条第1項第2号の規定は適用せず、被保険者が見直し後契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて上皮内新生物等（別表6）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合でも、上皮内新生物診断保険金は支払いません。
- (11) 第8条（見直し後契約に総合医療保険契約がある場合の特則）の適用にあたっては、見直し前契約の総合医療保険契約には、総合医療特約が含まれるものとし、
- (12) 第9条（見直し前契約に無解約払戻金型保険契約がある場合の見直し価格の取扱等に関する特則）の適用にあたっては、見直し前契約の総合医療保険契約には、入院医療保険契約および重度疾病保障特約が含まれるものとし、
- (13) 第9条第1号（ア）から（エ）まではつぎのとおり読み替えます。

項目	対象となる金額
(ア) 見直し価格基準額	見直し前契約における無解約払戻金型保険契約の責任準備金（見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、責任準備金から解約払戻金を差し引いた金額とします。）
(イ) 見直し価格差引額	見直し前契約の無解約払戻金型保険契約の未払込保険料

項目	対象となる金額
(ウ) 見直し価格基準額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 会社の定める計算方法により計算した社員配当金 ② 見直し前契約が年払契約または半年払契約の場合、すでに払い込まれた保険料のうち、未経過保険料として会社の定める基準にもとづき計算した金額 ③ 保険料前納金または一括払の保険料の残額 ④ 見直し前契約の保険料払込期間経過後にこの特約によって見直しを行なう場合は、見直し前契約の解約払戻金
(エ) 見直し価格差引額	見直し前契約におけるつぎの金額の合計額 ① 第2条（見直し価格基準額を限度とする見直し時保険料充当貸付）第1項の規定により保険契約者に貸し付け、見直し後契約の保険料（充当価格のある見直し後契約の場合は実払込保険料とします。）の払込に充当する金額がある場合、その金額 ② (イ)の金額が(ア)の金額を上回るときは、(イ)の金額から(ア)の金額を差し引いた金額

第12条（解約）

この特約だけの解約はできません。

〔終身保険（有配当 2012）等の発売に伴う特別取扱に関する特則〕

第13条（見直し前契約の契約日等から2年を経過する日までに見直しが行なわれた場合の特則）

見直し前契約の契約日（復旧、復活、増額および途中付加の日を含み、以下、「見直し前契約の契約日等」といいます。）から2年を経過する日までに見直しが行なわれた場合は、前条（解約）までの規定に加え、この特則を適用します。ただし、見直し前契約が保険契約の転換に関する特則にもとづき成立した保険契約の場合、次条に定めるところにより取り扱います。

- (1) 見直し前契約の締結、復旧、復活、増額（付加している特約の増額を含みます。）または特約の途中付加の際（以下、「見直し前契約の締結等の際」といいます。）の告知義務違反により、見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除事由に該当した場合は、見直し前契約および見直し後契約について、それぞれつぎのとおり取り扱います。なお、見直し前契約の締結等の際に告知義務違反がなく、見直し後契約の締結の際に告知義務違反がある場合は、第5条（見直し後契約の継続取扱）第1項第1号に定めるところにより取り扱います。

対象契約	取扱内容
(ア) 見直し前契約	会社は、見直し前契約を解除します。この場合、見直し前契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定にもとづき取り扱います。ただし、この場合でも見直し前契約についての解約払戻金は支払いません。
(イ) 見直し後契約	(i) 見直し後契約の締結の際の告知義務違反により見直し後契約が解除事由に該当した場合第5条第1項第1号の規定にかかわらず、会社は、見直し後契約を解除します。この場合、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定にもとづき取り扱います。 (ii) (i) 以外の場合 会社は、見直し後契約を解除しません。

- (2) 第11条(見直し前契約が終身保険(有配当2012)の発売前の保険契約である場合の特則)第8号が適用される第5条第1項第6号(ア)の規定にかかわらず、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めてがん(別表23)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合は、見直し後契約のがん医療保険契約は無効とします。この場合、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん(別表23)と診断確定されたときの規定に準じて取り扱います。
- (3) 第11条第10号が適用される第7条(見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則)第1項の規定にかかわらず、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて悪性新生物(別表3)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合は、つぎのとおり取り扱います。ただし、見直し前契約に3大疾病保障終身保険契約もしくは3大疾病保障定期保険契約がある場合または3大疾病保障定期保険特約が付加されている場合で、見直し前契約の普通保険約款または特約の約款に、対象となる悪性新生物として「責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物を除く」規定がある場合に限りです。

項目	取扱内容
(ア) 別表3に定める乳房の悪性新生物に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき	普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物(別表3)と診断確定されたときの規定により、3大疾病保険金は支払いません。
(イ) 別表3に定める乳房の悪性新生物以外の悪性新生物に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき	第11条第10号が適用される第7条第1項の規定に準じて、普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物(別表3)と診断確定された場合の規定による3大疾病保険金を支払わない取扱は行ないません。

第14条(見直し前契約の契約日等から2年を経過する日までに見直しが行なわれた場合の特則—見直し前契約が転換によって成立した保険契約の場合—)

見直し前契約の契約日等から2年を経過する日までに見直しが行なわれた場合で、かつ、見直し前契約が保険契約の転換に関する特則にもとづき成立した保険契約の場合は、第1条(見直し前契約の見直し価格)から第12条(解約)までの規定に加え、この特則を適用します。この場合、見直し前契約に転換された保険契約を、本条において「見直し前契約の被転換契約」といいます。

- (1) 見直し前契約の締結等の際の告知義務違反により、見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除事由に該当した場合は、見直し前契約および見直し後契約について、それぞれつぎのとおり取り扱います。なお、見直し前契約の締結等の際に告知義務違反がなく、見直し後契約の締結の際に告知義務違反がある場合は、第5条(見直し後契約の継続取扱)第1項第1号に定めるところにより取り扱います。
- (ア) 見直し後契約と保障内容を同一とする見直し前契約がある場合で、かつ、見直し前契約と保障内容を同一とする見直し前契約の被転換契約(これに準じたものとして、会社の定める見直し前契約の被転換契約を含みます。以下、同じ。)もあるときは、つぎのとおり取り扱います。
- (i) 見直し前契約については、見直し前契約と見直し前契約の被転換契約の保険金額等(見直し前契約または見直し前契約の被転換契約が複数ある場合は、それぞれで合計した保険金額等とします。以下、同じ。)を比較しつぎのとおり取り扱います。
- ① 見直し前契約の保険金額等が見直し前契約の被転換契約の保険金額等をこえないとき
会社は、見直し前契約を解除しません。
 - ② 見直し前契約の保険金額等が見直し前契約の被転換契約の保険金額等をこえるとき
会社は、見直し前契約の被転換契約の保険金額等をこえる部分を解除します。この場合、こえる部分については、見直し前契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定に準じて取り扱います。ただし、この場合でも見直し前契約についての解約払戻金は支払いません。また、見直し前契約の被転換契約の保険金額等をこえない部分については、①に準じて取り扱います。
- (ii) 見直し後契約については、つぎのとおり取り扱います。
- ① 見直し後契約の締結の際の告知義務違反により見直し後契約が解除事由に該当した場合
第5条第1項第1号の適用にあたっては、見直し前契約の保険金額等については、見直し前契約と見直し前契約の被転換契約の保険金額等のうち、いずれか低い方の金額とします。
 - ② ①以外の場合
会社は、見直し後契約を解除しません。

(イ) 見直し前契約と保障内容を同一とする見直し前契約の被転換契約がないときは、つぎのとおり取り扱います。

対象契約	取扱内容
(i) 見直し前契約	会社は、見直し前契約を解除します。この場合、見直し前契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定にもとづき取り扱います。ただし、この場合でも見直し前契約についての解約払戻金は支払いません。
(ii) 見直し後契約	① 見直し後契約の締結の際の告知義務違反により見直し後契約が解除事由に該当した場合 第5条第1項第1号の規定にかかわらず、会社は、見直し後契約を解除します。この場合、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定にもとづき取り扱います。 ② ①以外の場合 会社は、見直し後契約を解除しません。

(ウ) 見直し後契約と保障内容を同一とする見直し前契約がない場合で、かつ、見直し前契約と保障内容を同一とする見直し前契約の被転換契約があるときは、つぎのとおり取り扱います。

対象契約	取扱内容
(i) 見直し前契約	(ア)(i) に準じて取り扱います。
(ii) 見直し後契約	(イ)(ii) に準じて取り扱います。

(エ) (ア)(ii) ①の場合で、見直し後契約が総合医療保険契約の場合、見直し後契約の疾病入院給付金の型については、つぎのとおりとします。この場合、見直し後契約と比較する給付日額は、見直し前契約および見直し前契約の被転換契約に付加されている総合医療特約もしくは新災害入院特約等の給付日額とします。

項目	疾病入院給付金の型
(i) 見直し前契約および見直し前契約の被転換契約に新成人病入院医療特約等もしくは疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型の総合医療特約が付加されている場合で、見直し後契約の疾病入院給付金の型が特定疾病倍額型のとき	特定疾病倍額型
(ii) 見直し前契約および見直し前契約の被転換契約に女性入院特約等もしくは疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型の総合医療特約が付加されている場合で、見直し後契約の疾病入院給付金の型が女性特定疾病倍額型のとき	女性特定疾病倍額型
(iii) (i) (ii) 以外のとき	基本型

(オ) 見直し前契約の被転換契約、見直し前契約および見直し後契約のいずれにも保険料払込免除特約が付加されているときは、見直し後契約が解除される場合を除き、会社は、見直し後契約に付加されている保険料払込免除特約は解除しません。

(2) 見直し後契約の3大疾病保障保険契約、身体障害保障保険契約または介護保障保険契約（以下、本条において「3大疾病保障保険契約等」といいます。）について前号（(エ) および (オ) は除きます。）の規定が適用される場合は、同規定に加えて第5条第2項から第4項までの規定に準じて取り扱います。この場合、見直し前契約の死亡保険金額については、見直し前契約と見直し前契約の被転換契約の死亡保険金額（見直し前契約または見直し前契約の被転換契約が複数ある場合は、それぞれで合計した死亡保険金額とします。）のうち、いずれか低い方の金額とします。

(3) 第11条（見直し前契約が終身保険（有配当2012）の発売前の保険契約である場合の特則）第8号が適用される第5条第1項第6号の規定の適用にあたっては、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めてがん（別表23）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合でも、見直し前契約の被転換契約に応じてつぎのとおり取り扱います。

項目	取扱内容
(ア) 見直し前契約の被転換契約にがん保険契約がある場合またはがん入院特約もしくは新がん入院特約が付加されているとき	第11条第8号が適用される第5条第1項第6号の規定に準じて、普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん（別表23）と診断確定されたときの規定による無効の取扱は行ないません。この場合、見直し前契約の入院給付日額については、見直し前契約と見直し前契約の被転換契約の入院給付日額のうち、いずれか低い方の金額とします。
(イ) (ア) 以外のとき	見直し後契約のがん医療保険契約は無効とします。この場合、見直し後契約の普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内にがん（別表23）と診断確定されたときの規定に準じて取り扱います。

- (4) 第11条第10号が適用される第7条（見直し後契約に3大疾病保障保険契約等がある場合の特則）第1項の規定の適用にあたっては、被保険者が見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に初めて悪性新生物（別表3）に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合でも、見直し前契約の被転換契約に応じてつぎのとおり取り扱います。

項 目	取扱内容
(ア) 見直し前契約の被転換契約に3大疾病保障終身保険契約もしくは3大疾病保障定期保険契約がある場合または3大疾病保障定期保険特約が付加されているとき	第11条第10号が適用される第7条第1項の規定に準じて、普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合の規定による3大疾病保険金を支払わない取扱は行ないません。この場合、見直し前契約の3大疾病保険金額については、見直し前契約と見直し前契約の被転換契約の3大疾病保険金額のうち、いずれか低い方の金額とします。
(イ) (ア) 以外のとき	(i) 別表3に定める乳房の悪性新生物に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき 普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定されたときの規定により、3大疾病保険金は支払いません。 (ii) 別表3に定める乳房の悪性新生物以外の悪性新生物に罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき 第11条第10号が適用される第7条第1項の規定に準じて、普通保険約款に定める被保険者が責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物（別表3）と診断確定された場合の規定による3大疾病保険金を支払わない取扱は行ないません。

第15条（告知を求めない取扱に関する特則）

- 1 この特約により見直しが行なわれる見直し前契約および見直し後契約が、つぎの各号のすべてを満たす場合は、見直し後契約の普通保険約款に定める告知義務に関する規定にかかわらず、会社は、保険契約者または被保険者に対して、会社所定の告知書による告知および会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。
 - (1) 見直し前契約の契約日が終身保険（有配当2012）の発売日の2年前の年単位の応当日以後であること
 - (2) 見直し後契約の保険金額等が見直し前契約の保険金額等をこえない場合等会社の定める基準をみたすこと
 - (3) 見直し前契約に特別条件付保険特約が付加されていないことおよび特別条件が適用されていないこと
- 2 本条の適用にあたっては、見直し後契約の契約基本約款第2条（会社の責任開始期）第1項中「保険契約の申込または第14条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時」、長期定期保険契約の普通保険約款第6条（会社の責任開始期）第1項中「保険契約の申込または第21条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時」および通増定期保険契約の普通保険約款第8条（会社の責任開始期）第1項中「保険契約の申込または第23条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時」とあるのは、「保険契約の申込時」と読み替えます。
- 3 見直し前契約の締結の際の告知義務違反により、見直し前契約の責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除事由に該当した場合で、普通保険約款に定める告知義務違反による解除に関する規定を適用するときは、見直し前契約の保険期間と見直し後契約の保険期間とは継続されたものとします。この場合、つぎの規定の適用にあたっては、見直し後契約の取扱については、見直し後契約の締結の際の告知義務違反により見直し後契約が解除事由に該当した場合の取扱に準じます。
 - (1) 第13条第1号
 - (2) 前条第1号（ア）から（ウ）まで
- 4 本条の規定は、見直し後契約の契約日が終身保険（有配当2012）の発売日以後2年以内の保険契約について適用します。

保険料口座振替扱特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。）に設置されていること
 - 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（契約日の特則）

- 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
- 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定により保険契約の一部を一時払とする場合、保険契約者は、払込期月中に第1回保険料を金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込んで下さい。この場合、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第4条（口座振替不能の場合の取扱）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行ないます。
- 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものに係る保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行ないます。
- 前2項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める払込期月内に保険料の払込がない場合の取扱における保険契約を解除する日の前日までに、払込期月の到来した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条（諸変更）

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料払込方法（経路）を選択して下さい。
- 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

- つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - 保険料の前納が行なわれたとき

(4) 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなったとき

2 前項第3号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第7条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。

2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（甲）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下、「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- (1) 保険契約者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- (2) 保険契約者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 団体取扱契約（甲）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（特約適用の取扱）

第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、事業保険扱特約（甲）付保険契約の被保険者（以下、「事業保険被保険者」といいます。）およびその保険契約者たる団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける保険契約者（以下、「個別保険契約者」といいます。）の合計数（同一人の場合には、1人として計算します。以下、同じ。）が20人以上となり、かつ、それらの保険契約の保険料を一括して払い込む場合には、保険契約者から団体を通じて申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに、この特約を適用します。この場合、第3条（保険料率）の「保険契約者数」は「事業保険被保険者と個別保険契約者との合計数」と読み替えます。

第9条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

保険料団体扱特約（乙）

第1条（特約の適用範囲）

保険料団体扱特約（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等、その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下、「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者から団体を通じて、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち、団体扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主約款の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、団体から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第5条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。ただし、特に団体との取りきめによって、個々に領収証を発行することがあります。

第6条（社員配当金の支払方法）

月払契約の社員配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第7条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 団体取扱契約（乙）が解約されたとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 保険料の前納が行なわれたとき
 - (5) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第8条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

事業保険扱特約（2012）（甲）

第1条（特約の適用範囲）

事業保険扱特約（2012）（甲）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と事業保険扱契約（甲）を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体を保険契約者とし、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける団体所属員を主たる保険契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、つぎのとおりとします。

- （1）被保険者数が20人以上の場合 団体保険料率A
- （2）被保険者数が20人未満の場合 団体保険料率B

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 3 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）被保険者が団体を脱退したとき
 - （2）事業保険扱契約（甲）が解約されたとき
 - （3）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （4）保険料の前納が行なわれたとき
 - （5）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

事業保険扱特約（2012）（乙）

第1条（特約の適用範囲）

事業保険扱特約（2012）（乙）（以下、「この特約」といいます。）は、会社と事業保険扱契約（乙）を締結した組合、連合会、同業団体等の団体を保険契約者とし、団体の所属員または構成員を主たる保険契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする保険契約で、被保険者数が10人以上ある場合に限り、保険契約者からの申出があり、かつ、会社がこれを承諾したものに適用します。

第2条（契約日の特則）

- 1 月払の保険契約締結の際にこの特約を付加するときには、主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の適用される保険契約の契約日は、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 2 会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金等の保険給付を行なうべき事由または保険料の払込の免除を行なうべき事由が発生したときには、会社は、前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日として、その日を基準に保険期間その他保険契約についての期間および契約年齢を再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は、これを会社に払い込んで下さい。ただし、保険金等保険契約にもとづく保険給付があるときは、会社は、過不足分を保険金等と清算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条（保険料の払込）

- 1 第1回保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第2回保険料を含むことができます。）は、金融機関等の会社の指定した口座に振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 第2回以後の保険料（月払契約において、保険契約者から申出がある場合は、第3回以後の保険料）は、金融機関等の会社の指定した口座に一括して振り込む方法により払い込んで下さい。この場合には、会社の指定した口座に振り込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 3 前項の保険料が払い込まれた場合には、会社は、保険契約者に対し、払込金額に対する領収証を交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条（特約の消滅）

- 1 つぎの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）被保険者が団体を脱退したとき
 - （2）事業保険扱契約（乙）が解約されたとき
 - （3）保険料の払込を要しなくなったとき
 - （4）保険料の前納が行なわれたとき
 - （5）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
- 2 前項第1号、第2号または第4号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険料払込方法（経路）は金融機関等への振込扱に変更したものとします。

第6条（複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則）

- 1 契約基本約款に定める特定契約にこの特約を適用する場合は、対象となる特定契約すべてについて同内容の約款を適用するものとします。
- 2 前項の場合で、特定契約について第2条（契約日の特則）の規定を適用するときは、対象となる特定契約すべてについて同内容にて取り扱うものとします。

別表（ニッセイ長期定期保険・ニッセイ逡増定期保険）

別表1 必要書類

項 目	請 求 書 類
1. 死亡保険金 （長期定期保険普通保険約款第1条、第2条） （逡増定期保険普通保険約款第3条、第4条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 [官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、本別表1において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合はあわせて（注）もご覧ください。]
2. 特約保険金 （リビング・ニーズ特約第1条、第2条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 指定代理請求人による請求 （リビング・ニーズ特約第6条）	(1) 特約保険金の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5) 特約保険金を請求できない特別な事情の存在を証明する書類 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
4. 死亡保険金受取人の変更 （長期定期保険普通保険約款第3条） （逡増定期保険普通保険約款第5条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
5. 遺言による死亡保険金受取人の変更 （長期定期保険普通保険約款第4条） （逡増定期保険普通保険約款第6条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 法律上有効な遺言書の写し (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険契約者の相続人本人であることを確認できる会社所定の書類
6. 保険料払込方法（回数）の変更 （長期定期保険普通保険約款第14条） （逡増定期保険普通保険約款第16条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
7. 保険金額の減額 （長期定期保険普通保険約款第15条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
8. 基本保険金額の減額 （逡増定期保険普通保険約款第17条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
9. 保険契約者に対する貸付 （長期定期保険普通保険約款第16条） （逡増定期保険普通保険約款第18条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
10. 保険契約者の変更 （長期定期保険普通保険約款第17条） （逡増定期保険普通保険約款第19条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
11. 解約 （長期定期保険普通保険約款第25条） （逡増定期保険普通保険約款第27条）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類

項目	請求書類
12. 保険金の受取人による保険契約の存続 (長期定期保険普通保険約款第26条) (逡増定期保険普通保険約款第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者の親族または被保険者の親族であることを証する書類(ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者である場合を除きます。) (3) 保険契約の存続を申し出る保険金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類 (4) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
13. 指定代理請求人の指定・変更指定 (リビング・ニース特約第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
14. 社員配当金その他の保険契約にもとづく支払金 (長期定期保険普通保険約款第12条) (逡増定期保険普通保険約款第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) その支払金の受取人本人であることを確認できる会社所定の書類
(注) <ul style="list-style-type: none"> ・「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。 ・官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの保険契約の保険金等の全部またはその相当部分を遺族補償規定等にもとづく死亡退職金または弔慰金等(以下、「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金等の請求の際、つぎの①および②の書類の提出も必要とします。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書(死亡退職金等の受給者が2人以上である場合には、そのうち1人からの提出で足りるものとします。) ②保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類 ・会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 	

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限りません。)	U04

別表3 基本保険金額に乗じる率

保険年度	逓増率変更年度			
	第6保険年度	第8保険年度	第10保険年度	第15保険年度
第1保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第2保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第3保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第4保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第5保険年度	1.000	1.000	1.000	1.000
第6保険年度	1.500	1.000	1.000	1.000
第7保険年度	2.250	1.000	1.000	1.000
第8保険年度	3.375	1.500	1.000	1.000
第9保険年度	5.000	2.250	1.000	1.000
第10保険年度	5.000	3.375	1.500	1.000
第11保険年度	5.000	5.000	2.250	1.000
第12保険年度	5.000	5.000	3.375	1.000
第13保険年度	5.000	5.000	5.000	1.000
第14保険年度	5.000	5.000	5.000	1.000
第15保険年度	5.000	5.000	5.000	1.500
第16保険年度	5.000	5.000	5.000	2.250
第17保険年度	5.000	5.000	5.000	3.375
第18保険年度以降	5.000	5.000	5.000	5.000